

<ul style="list-style-type: none"> 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等； 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅法律资讯； 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目； 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系； 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。 	<ul style="list-style-type: none"> 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの法律情報の受信をご覧ください。 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。 ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。 WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。
--	---



中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层 29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

Issue 700-2020/10/27~2020/11/02

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 经营者集中审查暂行规定..... 2
- 关于印发《近期扩内需促消费的工作方案》的通知..... 3
- 人力资源社会保障部关于实施 2020 年职业技能提升攻坚行动的通知..... 3
- 上海市反不正当竞争条例(修订)..... 4
- 关于企业社会保险费交由税务部门征收的公告(上海)..... 5

二、里兆解读

- 强化商业秘密保护的立法动向及相关解读 (连载之一/共二篇)..... 5

三、近期热点话题..... 10

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 事業者集中審査暫定規定..... 2
- 「当面、内需を拡大し消費を促進することに関する作業方案」公布に関する通知..... 3
- 2020 年職業技能向上に向けた攻略行動実施に関する人的資源社会保障部による通知..... 3
- 上海市不正競争防止条例(改正)..... 4
- 企業の社会保険料を税務部門が徴収することに関する公告(上海)..... 5

二、里兆解説

- 営業秘密保護の強化に向けた立法の動向及びその考察(連載の一/全二回)..... 5

三、トピックス..... 10

一、最新中国法令

● 经营者集中审查暂行规定

- 【发布单位】国家市场监督管理总局
 【发布文号】国家市场监督管理总局令第30号
 【发布日期】2020-10-27
 【实施日期】2020-12-01
 【内容提要】该规定包括“经营者集中申报、经营者集中审查、限制性条件的监督和实施”等七章，共65条。相较于《[经营者集中申报办法](#)》、《[经营者集中审查办法](#)》、《[未依法申报经营者集中调查处理暂行办法](#)》、《[关于经营者集中附加限制性条件的规定（试行）](#)》4部门规章及《[关于评估经营者集中竞争影响的暂行规定](#)》、《[关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定](#)》2部规范性文件的有关内容，该《规定》的主要修订内容包括：

强调平等对待所有经营者
<ul style="list-style-type: none"> 在总则第五条明确，“市场监管总局开展经营者集中反垄断审查工作时，应当平等对待所有经营者”。这一规定重申和体现了对待内资和外资、国有与民营、大公司与中小企业一视同仁的执法原则。
明确审查实体性判断标准
<ul style="list-style-type: none"> 在梳理法律制度、总结执法经验的基础上，列举了判断控制权应当考虑的因素。 在第二十六条至第三十条对市场控制力、市场集中度、市场进入、技术进步、消费者福利、国民经济发展等考虑因素逐项细化，为评估经营者集中竞争影响提供了更加规范、清晰的指引。 对营业额的计算方式进行了整合和优化，进一步明确经营者营业额应当包含申报时与经营者有控制关系的所有经营者。
完善审查程序性规定
<ul style="list-style-type: none"> 明确申报义务人范围，即通过合并方式实施的经营者集中，合并各方均为申报义务人；其他情形的经营者集中，取得控制权或者能够施加决定性影响的经营者为申报义务人。一项集中有多个申报义务人的，可以委托一个申报义务人申报，但是被委托的申报义务人未申报的，其他申报义务人不能免除申报义务。 完善了经营者集中简易案件的适用情形。

一、最新中国法令

● 事業者集中審査暫定規定

- 【発布機関】国家市場監督管理総局
 【発布番号】国家市場監督管理総局令第30号
 【発布日】2020-10-27
 【実施日】2020-12-01
 【概要】本規定には「事業者集中申告、事業者集中審査、制限的條件の監督と実施」等七章、計65条が含まれている。「[事業者集中申告弁法](#)」、「[事業者集中審査弁法](#)」、「[事業者集中を法に依拠し申告していないことに対する調査処理暫定弁法](#)」、「[事業者集中に制限的條件を付加することに關する規定（試行）](#)」の4つの部門規則及び「[事業者集中の競争に対する影響評価に關する暫定規定](#)」、「[事業者集中の簡易事案適用基準に關する暫定規定](#)」の2つの規範文書における係る内容と比べると、本「規定」の主な修正内容には以下のものが含まれる。

全ての事業者を平等に扱うことを強調している
<ul style="list-style-type: none"> 「市場監督管理総局が事業者集中の独占禁止法審査作業を展開するに際しては、全ての事業者を平等に扱わなければならない」ことが総則第五条において明確にされている。この規定によって、国内資本と外資、国有と民間、大企業と中小企業とを同等に扱うとする法執行の原則が再度表明され、具現化された。
審査の実体的判断基準が明確にされた
<ul style="list-style-type: none"> 法律制度を整理し、法執行の実績を取りまとめた上で、支配権を判断するにあたって考慮すべき要素を列挙している。 第二十六条から第三十条において、事業者集中が競争に与える影響を評価するためのより標準化された明確な指針として、市場支配力、市場集中度、市場参入、技術進歩、消費者利益、国民経済発展等の判断要素を項目ごとに詳細化している。 売上高の計算方式を整理調整し、最適化し、事業者の売上高には申告時に事業者との間で支配関係にある全ての事業者が含まれなければならないことが更に明確にされた。
審査手続き規定が整備された
<ul style="list-style-type: none"> 申告義務者の範囲が明確にされた。即ち、合併方式により実施する事業者集中においては、合併に係る各当事者が申告義務者となる。その他状況における事業者集中においては、支配権を取得した又は決定的影響をもたらすことのできる事業者が申告義務者となる。一つの集中に複数の申告義務者がいる場合、一人の申告義務者に申告を委託することができる。但し委託を受けた申告義務者が申告しなかった場合、その他の申告義務者の申告義務は免除されないものとする。 事業者集中において簡易事案の認定を受けることができる状況が整理調整された。

強化法律責任
<ul style="list-style-type: none"> 規定申報人應當對申報文件、資料的真實性負責，同時明確申報人隱瞞有關情況或者提供虛假材料的，市場監管總局對經營者集中申報不予立案或者撤銷立案，並可以依照《反壟斷法》第五十二條的規定予以處罰。 增加對受託人的罰款，並規定受到處罰後 5 年內不得擔任受託人。 明確剝離業務買方未規定履行義務，影響限制性條件實施的，由市場監管總局責令改正，並可以處三萬元以下的罰款。

【法令全文】請點擊以下網址查看：
 經營者集中審查暫行規定
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202010/t20201027_322664.html
 官方解讀
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxcs/202010/t20201027_322667.html

法的責任が強化された
<ul style="list-style-type: none"> 申告者は申告文書、資料の真实性に責任を負わなければならないことが定められた。また申告者が係る状況を隠蔽し又は虚偽の材料を提出した場合、市場監督管理総局は事業者集中申告に対する事案登録をせず又は事案登録を取り消し、且つ「独占禁止法」第五十二条の規定に従い処罰することができることも明確にされた。 受託者に対する過料が追加され、且つ処罰を受けた後 5 年間受託者になつてはならないことも定められた。 事業剥離に係る買い手が規定通りに義務を履行しておらず、制限的條件の實施に影響した場合、市場監督總局が是正を命じ、且つ三萬元以下の過料に処することができることが明確にされた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 事業者集中審査暫定規定
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202010/t20201027_322664.html
 公式解説
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxcs/202010/t20201027_322667.html

● [关于印发《近期扩内需促消费的工作方案》的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会等十四部门
 【发布文号】发改综合〔2020〕1565 号
 【发布日期】2020-10-29
 【内容提要】该通知从“加大对制造业企业支持力度”等四方面提出 19 项配套举措，其中包括：扩大鼓励外商投资产业目录；制定出台 2020 年版海南自由贸易港外商投资准入负面清单；鼓励增加制造业中长期贷款和信用贷款。

【法令全文】請點擊以下網址查看：
 近期扩内需促消费的工作方案
<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202010/P020201029597065666501.pdf>
 官方解讀
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202010/t20201030_1249374.html

● [人力资源社会保障部关于实施 2020 年职业技能提升攻坚行动的通知](#)

【发布单位】人力资源和社会保障部
 【发布文号】人社部函〔2020〕105 号
 【发布日期】2020-10-26
 【内容提要】该通知包括：

- 全力支持中小微企业以及外贸、住宿餐饮、文化旅游、交通运输、批发零售等行业的各类企业开展以工代训。

● [「当面、内需を拡大し消費を促進することに関する作業方案」公布に関する通知](#)

【発布機関】国家發展改革委員會等十四部門
 【発布番号】发改総合〔2020〕1565 号
 【発布日】2020-10-29
 【概要】本通知では、「製造業企業に対する支援の強化」等 4 つの方面から 19 項目の関連措置を打ち出している。具体的には、外商投資奨励産業リストに収載される範囲の拡大、2020 年度版海南自由貿易港外商投資参入ネガティブリストの制定公布、製造業に対し中長期貸付及び信用貸付による融資を追加することを奨励することが含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 当面、内需を拡大し消費を促進することに関する作業方案
<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202010/P020201029597065666501.pdf>
 公式解説
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202010/t20201030_1249374.html

● [2020 年職業技能向上に向けた攻略行動實施に関する人的資源社会保障部による通知](#)

【発布機関】人的資源社会保障部
 【発布番号】人社部函〔2020〕105 号
 【発布日】2020-10-26
 【概要】本通知には以下のものが含まれる。

- 中小零細企業及び対外貿易、宿泊飲食、文化観光、交通運輸、卸売小売等業種の各種企業において、「実際に職場で作業することをもって職業

- 引导培训资源向市场急需紧缺、企业生产需要、安全生产必需、新职业新业态领域职业培训聚集。
- 探索推行企业申领补贴承诺制，提升培训补贴申领发放效率。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202010/t20201029_393531.html

● 上海市反不正当竞争条例（修订）

【发布单位】上海市人民代表大会常务委员会
 【发布文号】上海市人民代表大会常务委员会公告第 49 号
 【发布日期】2020-10-27
 【实施日期】2021-01-01
 【内容提要】该条例的主要修改点包括：一是建立信息共享和协同工作机制；二是细化不正当竞争行为范围；三是完善查处程序，新增检查、查封、扣押等调查措施；四是鼓励支持个人进行社会监督。其中，针对不正当竞争行为的细化，具体包括：

- 对上位法规定的“其他混淆行为”增加具体情形描述，并对“关键字搜索关联”等方式的帮助混淆行为加以规制；
- 对实践中出现的利用“刷单炒信”作虚假或引人误解的宣传，以及通过虚假风险提示等方式损害竞争对手商誉的行为，作了专门规定；
- 对上位法规定的有奖销售禁止情形作了具体细化；
- 对商业诋毁的传播方式作出明确，增强执法可操作性；
- 适应互联网领域反不正当竞争的新态势，细化了网络不正当竞争行为的规定，等等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.spccsc.sh.cn/n8347/n8467/u1ai222523.html>

訓練に代える」政策を展開する際に、当該企業を全面的に支援する。

- 職業訓練リソースが市場で差し迫って必要とされている、企業の生産で必要とされている、安全生産に必要不可欠である、新職業新業態といった分野における職業訓練に集中するようにする。
- 企業の補助金受領申請の誓約制について検討し、訓練補助金の申請、受領、支給の効率を引き上げる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202010/t20201029_393531.html

● 上海市不正当竞争防止条例（改正）

【発布機関】上海市人民代表大会常務委員会
 【発布番号】上海市人民代表大会常務委員会公告第 49 号
 【発布日】2020-10-27
 【実施日】2021-01-01

【概要】本「条例」の主な改正内容には、一、情報共有及び連携作業体制を構築したこと、二、不正競争行為を詳細化したこと、三、調査、処分手続きを整備し、検査、差押え、押収等調査措置を新たに追加したこと、四、個人が社会監督を実施することを奨励し支持することが含まれる。このうち、不正競争行為の詳細化については、具体的には以下のものが含まれる。

- 上位法において定められている「その他混同行為」について具体的状況の説明を追加し、且つ「検索キーワードと関連付ける」等の手法により混同を幫助する行為を規制している。
- 実際に発生している「架空注文取引」を利用した虚偽の若しくは誤解を招く宣伝、並びに虚偽のリスク開示等により競争相手のビジネス上の信用を害する行為について個別に規定を設けている。
- 上位法に定める懸賞付販売が禁止される状況を詳細化している。
- 他人のビジネス上の信用を害する誹謗中傷的な情報を拡散する行為の態様を明確にし、法執行の実効性を強化している。
- インターネット分野における新タイプの不正競争行為に合わせ、インターネット上の不正競争行為に係る規定を詳細化している等。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.spccsc.sh.cn/n8347/n8467/u1ai222523.html>

● [关于企业社会保险费交由税务部门征收的公告（上海）](#)

【发布单位】国家税务总局上海市税务局、上海市人力资源和社会保障局、上海市财政局、上海市医疗保障局

【发布日期】2020-10-30

【实施日期】2020-11-01

【内容提要】根据该公告，自2020年11月01日起，企业职工各项社会保险费交由税务部门统一征收。企业应于每月15日前向税务部门缴纳当月社会保险费，职工个人缴费部分由用人单位根据社会保险费政策规定代扣代缴。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://shanghai.chinatax.gov.cn/xxgk/tzgg/202010/t455859.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

● [强化商业秘密保护的立法动向及相关解读（连载之一/共二篇）](#)

2020年9月，中国最高人民法院发布了《关于审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定》，国家市场监督管理总局起草了《商业秘密保护规定（征求意见稿）》并公开征求意见。本文结合近期发布的上述规定，择选其中的重点修改内容并进行相关解读。

■ **有关商业秘密保护的立法背景、进程和立法动向**

商业秘密是企业在商业竞争中所拥有的未公开的知识产权，它凝聚了企业创新、创造的智力成果，是企业赖以生存、发展的核心竞争力。随着社会经济、科技的不断发展，以及对外经济、科技技术交流日益密切，企业迫切需要通过法律制度来保护商业秘密。为了回应社会关切，适应中国市场经济发展的需要，中国各级立法、司法、执法机关都在近期制定、公布或起草了一系列保护商业秘密的法律、规章和司法解释：

- 2019年04月，全国人大常委会修订了《反不正当竞争法》，对保护商业秘密、禁止

● [企業の社会保険料を税務部門が徴収することに関する公告\(上海\)](#)

【発布機関】国家稅務總局上海市稅務局、上海市人的資源社會保障局、上海市財政局、上海市醫療保障局

【発布日】2020-10-30

【実施日】2020-11-01

【概要】本公告によると、2020年11月1日から、企業従業員の各社会保険料を税務部門が統一して徴収する。企業は毎月15日までに税務部門に当月の社会保険料を納付し、従業員個人が負担する部分は雇用者が社会保険料政策規定に基づき、源泉徴収することになっている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://shanghai.chinatax.gov.cn/xxgk/tzgg/202010/t455859.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

● [営業秘密保護の強化に向けた立法の動向及びその考察（連載の一/全二回）](#)

2020年9月、中国最高人民法院が「営業秘密侵害の民事事案審理における法律適用の若干事項に関する規定」を公表し、国家市場監督管理総局は「営業秘密保護規定（意見募集案）」を起草し、パブリックコメントを募集した。本稿は、最近公表された上記規定を踏まえ、重要な改正内容を一部抜粋し、考察する。

■ **営業秘密保護に係る立法の背景、進捗及び立法の動向**

営業秘密は、企業がビジネス競争で保有している、公開されていない知的財産権であり、企業の革新力、イノベーションが凝縮された知的成果であり、企業が生存し、発展していくうえでの拠り所となる基幹的競争力に繋がるものである。社会経済、科学技術が絶えず発展し、経済、科学技術の対外的な交流が日増しに活発化していくにつれ、企業は法制度を通じて営業秘密を保護していく必要に迫られている。また、社会からの関心に応え、中国市場経済発展のニーズに呼応するため、このところ中国の各レベルの立法、司法、法執行関係機関が営業秘密の保護に関する一連の法律、規則及び司法解释を制定し、公布し又は起草している。

- 2019年4月、全国人民代表大会常務委員会は「不正競争防止法」を改正し、営業秘密の保

侵犯商业秘密不正当竞争行为以及相应的法律责任进行了调整和完善。

- 2020年01月,中国政府与美国政府签订了《中美经济贸易协议》,其中以专章规定,两国政府要确保对商业秘密的有效保护,以及对侵犯商业秘密行为的有效执法。
- 2020年05月,全国人大通过了《民法典》,其中明确规定,民事主体依法享有知识产权,权利人依法享有对商业秘密的专有权利。
- 2020年08月,司法部起草了《关于强化行政许可过程中商业秘密和保密商务信息保护的指导意见(征求意见稿)》,并公开向社会征求意见。
- 2020年09月,国家市场监督管理总局起草了《商业秘密保护规定(征求意见稿)》,公开向社会征求意见,并计划尽快正式公布该规定。正式公布后,该《商业秘密保护规定》将取代《关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定》,成为保护商业秘密行政执法的主要依据。
- 2020年09月,最高人民法院公布《关于审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定》(简称:《商业秘密司法解释》),该司法解释成为司法机关审理侵犯商业秘密民事案件的主要依据。
- 2020年09月,最高人民法院、最高人民检察院公布《关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释(三)》,详细解释了《刑法》第219条“侵犯商业秘密罪”的构成要件,为公安(侦查机关)、检察院、法院办理侵犯商业秘密刑事案件作出了明确指引。

其中,《商业秘密司法解释》是最高人民法院首次针对审理侵犯商业秘密民事案件、保护商业秘密民事权利制定并已正式公布实施的司法解释,对企业在实务操作中如何保护商业秘密、进行正当商业竞争以及进行合规管理具有重要的指引作用,因此,本文重点对该司法解释进行解读。

■ 对《商业秘密司法解释》的解读

(一) 细化并明确了商业秘密的范围

《反不正当竞争法》第九条第四款规定,“本法所称的**商业秘密**是指,不为公众所知悉、具有商业价值并经权利人采取相应保密措施的技术信息、经营信息等商业信息。”但是,究竟什么是“技术信息”、“经营信息”,实务操作中仍存在争议。《商业秘密司法解释》第一条以列举的形式解释了“技术信息”和“经营信息”的具体表现形式——“**技术信息**”

護、營業秘密侵害という不正競争行為の禁止及び相応の法的責任について調整と整備を行った。

- 2020年1月、中国政府と米国政府は「中米経済貿易協定」を取り交わし、その中では、両国政府が営業秘密の有効な保護、及び営業秘密侵害行為に対する有効な法執行を確保しなければならないことが個別に章節を設けて規定されている。
- 2020年5月、全国人民代表大会で「民法典」が可決され、その中で、民事主体が法に依拠し知的財産権を有し、権利者が法に依拠し営業秘密に対し専有権を有することが明確に規定されている。
- 2020年8月、司法部は「行政許可手続き過程において営業秘密及びビジネス上の秘密情報の保護を強化することに関する指導意見(意見募集案)」を起草し、社会に向けて意見を募集した。
- 2020年9月、国家市场监督管理总局は「営業秘密保護規定(意見募集案)」を起草し、社会に向けて意見を募集しており、当該規定の正式な公布が速やかに進められる見通しである。正式に公布された後、当該「営業秘密保護規定」は「営業秘密侵害行為禁止に関する若干規定」に取って代わり、営業秘密を保護するうえでの行政法執行の主要な根拠となる。
- 2020年9月、最高人民法院は「営業秘密侵害の民事事案審理における法律適用の若干事項に関する規定」(以下「営業秘密司法解释」という)を公布しており、当該司法解释は司法機関が営業秘密侵害の民事事案を審理するうえでの主要な根拠となっている。
- 2020年9月、最高人民法院、最高人民検察院は「知的財産権侵害刑事事件の取扱いにおける具体的法律応用の若干事項に関する解釈(三)」を公布し、「刑法」第219条「営業秘密侵害罪」の構成要件を具体的に解釈し、公安(捜査機関)、検察院、裁判所による営業秘密侵害刑事事件の取扱いについての明確な指針を打ち出している。

そのうち「営業秘密司法解释」は、最高人民法院が営業秘密侵害の民事事案の審理、営業秘密に係る民事権利の保護について制定し、且つ正式に公布し実施している初めての司法解释であり、企業実務において営業秘密をどのように保護し、正当な商業競争及びコンプライアンス管理をどのように展開するかにおいて重要な指導的意味合いを持つものである。よって、本稿では当該司法解释に重点を置いて考察する。

■ 「営業秘密司法解释」についての考察

(一) 営業秘密の範囲を詳細化し、明確にした

「不正競争防止法」第九条第四項の規定によると、「本法にいう**営業秘密**とは、公知となっておらず、商業的価値を有し、且つ権利者が相応の秘密保持措置を講じている**技術情報、経営情報等商業情報**を指す」とされている。しかし、「技術情報」、「経営情報」とは一体何かについては、実務運用上、まだ論争が続いている。なお、「営業秘密司法解释」第一条では、「技術情報」及

包括：“与技术有关的结构、原料、组分、配方、材料、样品、样式、植物新品种繁殖材料、工艺、方法或其步骤、算法、数据、计算机程序及其有关文档等信息”；“经营信息”包括：“与经营活动有关的创意、管理、销售、财务、计划、样本、招投标材料、客户信息、数据等信息”。

对于实践中存在争议较多的“客户信息”《商业秘密司法解释》进一步明确了哪些客户信息构成“商业秘密”，哪些不属于商业秘密。第一条第三款规定：**客户信息**包括客户的名称、地址、联系方式以及交易习惯、意向、内容等信息。第二条规定：“当事人仅以与特定客户保持长期稳定交易关系为由，主张该特定客户属于商业秘密的，人民法院不予支持。客户基于对员工个人的信赖而与该员工所在单位进行交易，该员工离职后，能够证明客户自愿选择与该员工或者该员工所在的新单位进行交易的，人民法院应当认定该员工没有采用不正当手段获取权利人的商业秘密。”《商业秘密司法解释》的上述细化规定有助于指引经营者在实务操作中识别各类商业秘密，并重视对各类商业秘密的保护。

（二）细化并明确了商业秘密的认定规则

最高人民法院 2007 年发布的《关于审理不正当竞争民事案件应用法律若干问题的解释》（简称：“《不正当竞争案件司法解释》”）规定：“指称他人侵犯其商业秘密的，应当对其拥有的商业秘密符合法定条件负举证责任。”根据《反不正当竞争法》第九条对商业秘密的定义，实务操作中，当事人要主张相关信息属于“商业秘密”，需要举证证明该信息具备三个法定条件（简称：“三性”）即：非公开性（不为公众所知悉）、价值性（具有商业价值）、保密性（经权利人采取相应保密措施）。《商业秘密司法解释》进一步对非公开性、价值性、保密性的司法认定规则进行了细化。

《商业秘密司法解释》第三条就“非公开性”要件明确了一个相对可操作的标准，即“权利人请求保护的信息在被诉侵权行为发生时不为所属领域的相关人员普遍知悉和容易获得的，人民法院应当认定为反不正当竞争法第九条第四款所称的不为公众所知悉。”

第四条第二款规定：“将为公众所知悉的信息进行整理、改进、加工后形成的新信息，符合本规定

び「経営情報」の具体的な態様を列挙し解釈しており、つまり、「技術情報」には「技術と関係のある構造、原料、成分、調製法、材料、サンプル、様式、植物新品种繁殖材料、工程、方法又はその手順、計算方法、数値、コンピュータープログラム及びその係るドキュメント等の情報」が含まれるとし、「経営情報」には「経営活動と関係のあるアイデア、管理、販売、財務、計画、見本、入札募集・応札材料、顧客情報、データ等の情報」が含まれるとされている。

実践上、論争の多い「顧客情報」については、「営業秘密司法解释」ではどのような顧客情報が「営業秘密」に該当するか、どのようなものが営業秘密に該当しないかをさらに明確にしている。第一条第三項では、**顧客情報**には顧客の名称、住所、連絡方法及び商習慣、意向、内容等の情報が含まれると定めており、第二条では、「当事者が特定の顧客と長期的に安定した取引関係を維持していることだけを理由に、当該特定の顧客は営業秘密に該当すると主張する場合、人民法院はこれを支持しない。顧客は、従業員個人に対する信頼に基づき、当該従業員の所属する勤務先と取引を行っていたが、当該従業員が離職後、顧客が当該従業員又は当該従業員の所属する新勤務先と取引することを自由意志により選択したことを証明できる場合、人民法院は当該従業員が不当な手口を使って権利者の営業秘密を取得したのではないものと認定しなければならない」と定めている。「営業秘密司法解释」で詳細化されたこれら規定は、事業者が実務運用上、各種の営業秘密を判別し、且つ各種の営業秘密の保護を重視するよう促すうえで拠り所となるものである。

（二）営業秘密の認定規則を詳細化し、明確にした

最高人民法院が 2007 年に公布した「不正当竞争民事案件審理における法律応用の若干事項に関する解釈」（以下「『不正当竞争民事案件司法解释』」）という規定によれば、「自己の営業秘密が他人に侵害されたと主張する場合、自己の保有する営業秘密が法定条件を満たすことについて立証責任を負わなければならない」とされている。「不正当竞争防止法」第九条における営業秘密の定義に基づくと、実務運用上、係る情報が「営業秘密」に該当することを当事者が主張する場合、当該情報が 3 つの法定要件（以下「3 つの特性」という）、つまり、非公開性（公知となっていないこと）、価値性（商業的価値を有すること）、秘密性（権利者が相応の秘密保持措置を講じていること）を満たすことを立証しなければならない。「営業秘密司法解释」では、非公開性、価値性、秘密性に係る司法認定規則をさらに詳細化した。

「営業秘密司法解释」第三条では、「非公開性」の要件について、相対的に実行可能な基準を設定しており、つまり、「権利者が保護を求める情報が、**権利侵害で訴えられる行為が発生した時点で、所在領域の者に周知されておらず、容易に取得できないものである場合**、人民法院はこれを不正当竞争防止法第九条第四項にいう公知となっていないものと認定しなければならない」としている。

第四条第二項の規定によれば、「公知となっている情報を整理し、改善し、加工した後に形成される新しい情

第三条规定的，应当认定该新信息不为公众所知悉”。这一标准表明法律不要求商业秘密绝对落在公知领域之外，而是强调秘密的相对性，这在一定程度上降低了对权利人举证要求。

第七条明确了“价值性”的要求，规定相关秘密信息只要具有“现实的”或者“潜在的”商业价值，包括在生产经营活动中形成的阶段性成果符合该条件的，人民法院经审查可以认定该成果具有商业价值。该规定与《反不正当竞争法》保持一致，不再要求权利人证明相关信息“具有实用性”、“能为权利人带来经济利益或竞争优势”，而是只要具有现实的、或潜在的商业价值即可认定其价值性。另外，第二款进一步明确了“阶段性成果”也可能具有商业价值，这有利于对实践中经营者将在研发或交易过程中产生的成果作为商业秘密予以保护。

第五条规定：“权利人为防止商业秘密泄露，在被诉侵权行为发生以前所采取的**合理保密措施**，人民法院应当认定为反不正当竞争法第九条第四款所称的相应保密措施。”该条第二款规定“人民法院应当根据商业秘密及其载体的性质、商业秘密的商业价值、保密措施的可识别程度、保密措施与商业秘密的对应程度以及权利人的保密意愿等因素，认定权利人是否采取了相应保密措施。”这有助于指引企业对以往所采取的保密措施是否到位进行再审查和反思，有针对性地弥补保密措施的不足。第六条进一步列举了七类人民法院可以认定的“合理保密措施”。企业可以参考该规定采取具体的保密措施，从而使相关信息具备商业秘密的保密性要件。

(三) 细化了侵犯商业秘密行为的认定规则

《不正当竞争案件司法解释》规定：“指称他人侵犯其商业秘密的，应当对……对方当事人采取不正当手段的事实负举证责任。”由于商业秘密侵权行为通常是隐秘的，举证“不正当手段”相对困难。实务操作中，法院采取了“接触加相似”的判定规则，即如果对方的信息与权利人相同或实质相似，并且接触权利人的信息，则推定为侵权。《商业秘密司法解释》将“以违反法律规定或者公认的商业道德的方式获取商业秘密”认定为《反不正当竞争法》中的“以其他不正当手段获取商业秘密”，增加了法律的可适用性。《商业秘密司法解释》明确了对商业秘密进行修改、改进后使用或根据商业秘密调整、优化、改进有关生产经营活动的，亦属于侵权行为，并具体列举了人民法院在认定接触及实质性相似时

報が、本規定第三条の規定に合致する場合、当該新しい情報は公知となっていないものと認定しなければならない」とされている。当該基準によると、法律上、営業秘密とは、秘密の相対性を強調するものであり、必ずしも公知の領域以外にあるとは限らないことがわかる。これによって、権利者に対する立証の要求がある程度は緩和されることになる。

第七条では、「価値性」の要求を明確にし、係る秘密情報に「現実の」又は「潜在的」な商業的価値がある限り（生産経営活動において形成される段階的な成果が当該条件に適合する場合を含む）、人民法院は審査の上、当該成果が商業的価値を有すると認定できるとしている。当該規定は「不正競争防止法」と一致しており、権利者に対し、係る情報が「実用性を有する」、「権利者に経済的利益又は競争上の優位性を持たずることができる」ことを証明するよう求めるのではなく、現実の又は潜在的商業的価値を有する限り、その価値性を認めることができる、というものである。また、第二項では、「段階的な成果」であっても商業的価値を有する可能性があることをさらに明確にしており、これは、実践運用上、事業者が研究開発中の、又は取引過程において生じた成果を営業秘密として保護するうえで有益である。

第五条規定では「権利者が営業秘密の漏えいを防止するために、権利侵害で訴えられる行為が発生する前に講じていた**合理的な秘密保持措置**について、人民法院はこれが不正競争防止法第九条第四項にいう相應の秘密保持措置に該当するものと認定しなければならない」とされている。同条第二項では、「人民法院は営業秘密及びその媒体の性質、営業秘密の商業的価値、秘密保持措置を識別できる度合い、秘密保持措置と営業秘密との対応度合い並びに権利者による秘密保持の意向等の要素に基づき、権利者が相應の秘密保持措置を講じているかについて認定しなければならない」と定められている。企業が従来講じていた秘密保持措置が十分であったかどうかを見直し、反省したうえで、秘密保持措置が十分ではなかった部分を的確に補うよう導くうえでは意味がある。第六条では、人民法院が認定することのできる 7 通りの「合理的な秘密保持措置」を列挙している。企業は当該規定を参考にし、具体的な秘密保持措置を講じることで、係る情報が営業秘密の秘密性の要件を満たすようにするとよい。

(三) 営業秘密侵害行為の認定規則を詳細化した

「不正競争事案司法解释」では、「自己の営業秘密が他人に侵害されたと主張する場合、……相手方当事者が不当な手口を使ったという事実について立証責任を負わなければならない」と定めている。営業秘密侵害行為は通常、密かに行われるものであるため、「不当な手口」を立証するのは相対的に難しい。実務運用上、裁判所は「接触プラス相似」という判定規則を採用している。つまり、もしも相手方の情報が権利者と同じ、又は実質的に似ており、且つ権利者の情報に接触したことがあるならば、権利侵害が成立すると推定されるのである。「営業秘密司法解释」では、「法律規定又は公知の商業モラルに違背する方式により営業秘密を取得する」ことを「不正競争防止法」における「その他不当な手口により営業秘密を取得する」として認定しており、法律の

可以考虑的因素，有利于统一法律适用标准。

另外，《反不正当竞争法》以及中美《经贸协定》都规定了商业秘密侵权案件中的举证责任转移，即对方“有渠道”或“有机会”接触权利人的商业秘密且使用的信息与权利人的商业秘密实质性相似的，推定侵权行为成立。《商业秘密司法解释》在其基础上进一步细化了“员工、前员工是否有渠道或者机会获取权利人的商业秘密”的认定，即在判定时，可以考虑被诉侵权人的职务、职责、权限，本职工作或单位任务，参与商业秘密相关生产经营活动的具体情形，以及是否保管、使用、存储、复制、控制或者以其他方式接触、获取商业秘密及其载体等因素，这是对司法实践的总结。

(四) 明确了商业秘密行为保全的适用和相应条件

《商业秘密司法解释》第十五条明确了权利人可以向人民法院申请采取行为保全措施的条件，即：被申请人试图或者已经以不正当手段获取、披露、使用或者允许他人使用权利人所主张的商业秘密，不采取行为保全措施会使判决难以执行或者造成当事人其他损害，或者将会使权利人的合法权益受到难以弥补的损害的。符合法定条件，权利人可以依法申请法院采取行为保全措施。

(五) 侵权责任承担方面作出了新的规定

1. 增加了判决侵权人返还或者销毁商业秘密载体，清除其控制的商业秘密信息的规定，以减少再次发生侵权行为的风险；
2. 参照专利法的规定，增加了参照商业秘密许可使用费确定侵权实际损失的考虑因素；增加适用法定赔偿的考虑因素。

(六) 明确权利人举证权利的时间限制

在程序上，《商业秘密司法解释》第二十七条明确了权利人应当在一审法庭辩论结束前明确所主张的商业秘密具体内容。仅能明确部分的，人民法院对该明确的部分进行审理。在此之前，法院实践中

可用性を高めた。「営業秘密司法解释」では、営業秘密を手直しし、改善したうえで使用し、又は営業秘密に基づき係る生産経営活動を調整し、最適化し、改善を行った場合も権利侵害行為に該当することを明確にしておき、また、接触したこと及び実質的に似ていることについては、人民法院が認定する際に考慮することのできる要素を具体的に列挙しており、法律の適用基準を統一するうえで有益である。

また、「不正競争防止法」及び中米間の「経済貿易協定」のどちらも、営業秘密権利侵害事案における立証責任の移行を定めている。つまり、相手方が権利者の営業秘密に接触するための「ルート」又は「機会」を有し、尚且つその使用した情報が権利者の営業秘密と実質的に似ている場合、権利侵害行為が成立するものと推定される。「営業秘密司法解释」はこれをベースに、「従業員、もと従業員が権利者の営業秘密を取得するためのルート又は機会を有するかどうか」の認定をさらに詳細化しており、即ち、判定の際に、権利侵害で訴えられる者の職務・職責・権限、本職又は組織の任務、営業秘密と関連のある生産経営活動に参加した具体的な状況、並びに営業秘密及びその媒体の保管、使用、保存、複製、支配又はその其他方式により接触し、取得したかどうか等の要素を考慮することができ、これは、司法実践に対する集約である。

(四) 営業秘密行為保全の適用及び相応の条件を明確にした

「営業秘密司法解释」第十五条では、権利者は人民法院に対し行為保全措置を講じるよう申し立てることができる条件を明確にした。つまり、被申立人が権利者の主張する営業秘密を不当な手口により取得し、開示し、使用し、他人に使用許諾を実施しようとし、又はすでに実施しており、行為保全措置を講じない場合、判決の執行が難しくなり、又は当事者にその他の損害を被らせ、又は権利者の適法な権益に取り返しのでない損害を被らせることになる場合であり、法定条件を満たすときには、権利者は法に依拠し裁判所に行方保全措置を講じるよう申し立てることができる。

(五) 権利侵害責任の負担における新たな規定がなされた

1. 権利侵害行為が再発するリスクを抑えるために、権利侵害者が営業秘密の媒体を返還し又は廃棄し、支配している営業秘密情報を消去することを命じる判決についての内容が追加されている。
2. 特許法の規定に照らし、営業秘密使用許諾料に準じて権利侵害による実際の損失を確定し、法定賠償を適用するという考慮すべき要素が追加されている。

(六) 権利者の立証権利の時間的制限が明確にされた

手続きにおいて、「営業秘密司法解释」第二十七条では、権利者は第一審法廷弁論が終了するまでに、自己の主張する営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならぬと明記されている。その一部しか明確にでき

通常指定具体的时间要求权利人明确其主张的商业秘密的具体内容，该条款统一了相关举证的时间限制。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将对《商业秘密保护规定（征求意见稿）》的内容进行解读。

（里兆律师事务所 2020 年 10 月 30 日编写）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- “类案检索”对诉讼案件及企业风险防控的意义
- 强化商业秘密保护的立法动向

ない場合、人民法院はすでに明確にされた当該部分について審理を行う。従来は、裁判所は実践運用において通常、具体的な期限を指定し、権利者に対し自己の主張する営業秘密の具体的内容を明確にするよう求めることになっていたが、当該条項は立証の時間的制限を統一させた。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において「営業秘密保護規定（意見募集案）」の内容について解説する。

（里兆法律事務所が 2020 年 10 月 30 日付で作成）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 訴訟事案及び企業におけるリスクマネジメントに対する「類似する事案検索」の意義
- 営業秘密保護強化に係る立法動向